資格喪失事由の追加について

平素より当組合の事業運営につきまして、格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、健康保険法の一部を改正する法律が公布され、令和4年1月1日以降、任意継続被保険者 の資格喪失事由に「任意継続被保険者からの申出」が追加されますので、お知らせいたします。

これにより、従来の定められた事由に該当しない場合においても、希望すれば任意脱退が可能になり、「国民健康保険に加入する」「家族の扶養に入る」等の事由で、任意脱退の申出をされた場合には、その申出が受理された日の翌月1日に資格を喪失することとなります。

また、この申出については、「任意継続被保険者 資格喪失申出書」により、郵送でお手続きいただく必要がございます。希望される方は、以下の資格喪失(脱退)の申出手続きをご確認ください。

<資格喪失(脱退)の申出手続き>

- ①資格喪失(脱退)を希望される場合、「任意継続被保険者 資格喪失申出書」を健保組合へご提出ください。
- ②申出書は喪失希望月の前月末日までに健保組合へご提出ください。(必着)
- ③申出書が健保組合に到着後は、原則として、喪失申出の取消は認められません。
- ④保険料の前納をおこなった方につきましても、申出による資格喪失が可能です。 その場合、前納した保険料は資格を喪失した月以降、環付いたします。
- ※ 資格喪失申出書の提出時期について
 - 例. 令和4年3月1日に資格喪失(脱退)したい場合⇒ 令和4年2月1日から28日の間に資格喪失申出書を提出 (令和4年2月28日 健保必着)

資格喪失したい月の前月末日までに申出書が健保組合へ到着するよう、 郵便のお届け日数を考慮したうえで、ご提出をお願いいたします。

> 【提出先および問い合わせ先】 〒141-8634 東京都品川区大崎 1-2-2 トピー健康保険組合 TEL 03-3493-0181